

屋久島町だいき寄附条例施行規則

平成 20 年 3 月 31 日規則第 18 号

屋久島町だいき寄附条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、屋久島町だいき寄附条例（平成 20 年屋久島町条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の收受等)

第 2 条 寄附金は、寄附申込書（別記第 1 号様式）又は募集により受け付けるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、收受を拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第 3 条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、基金台帳（別記第 2 号様式）を作成するものとする。

(寄附金の額)

第 4 条 寄附金は、1 口 1 万円以上とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(寄附者への報告)

第 5 条 町長は、条例第 8 条に規定する基金の処分を行った場合は、当該基金の事業への充当結果を寄附者に報告しなければならない。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 1 日規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 30 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。